

4か月児・10か月児健康診査の受診の仕方

お子さんが4か月、10か月になりましたら、ご自分で指定医療機関に予約し、受診してください。

☆指定医療機関に、下記のものを提出してください。（費用の一部が公費で負担されます）

- ① 母子健康手帳
 - ② 母子健康手帳（別冊）の中の「4、10か月児健康診査受診票」
 - ③ 「4か月児（黄色）、10か月児（水色）健康診査票」
 - ④ 「4か月児（黄色）、10か月児（水色）健康診査アンケート」
- } 別紙の書類



※②、③、④の用紙は、事前に記入してから医療機関に提出してください。

（③の書き方は、裏面記入例参照）

＜市内の指定医療機関＞（必ず予約してから受診してください。）

医療機関名	実施曜日	実施時間	住 所	電 話	診療科名
伊 東 市 民 病 院 ※ 1	火	15 : 00	岡 196-1	37-2626	小児科
たちばなメディカルクリニック※2	月・金	13 : 00～14 : 00	川奈 1255-335	45-4811	小児科・内科・外科・整形外科 他
むらかみ小児科クリニック	金	13 : 30～14 : 30	瓶山 1-9-7	52-4710	小児科・アレルギー科
上山レディースクリニック	火・水・木・土 第2・4月・金	9 : 00～11 : 00	吉田 573-3	45-8103	小児科・産科・婦人科
	水 第2・4月・金	14 : 00～16 : 00			
なかむら内科・消化器 内科クリニック	火、木	12 : 45～14 : 30	湯川 3 丁目 11-2 サンタイムル 2F	36-5577	内科・消化器内科・小児科 他

（順不同）

※1 伊東市民病院の予約電話受付時間は、月～金曜日 9 時～16 時です。

※2 たちばなメディカルクリニックの予約電話受付時間は、月・火・水・金曜日 14 時～17 時です。

4・10か月児健診を
市外の医療機関で受ける方へ



契約している医療機関であれば受診できます。
（県外の医療機関では受診できません。）

★ **他の市町村へ転出した場合は、当市の受診票は使用できません。転出先で新たに受診票の交付を受けてください。**

☆ お問い合わせ ☆

伊東市 子育て支援課 電話 0557-32-1582